うろおぼえ
HOW TO デモ
大阪版
だれにでもできる。
かんたんデモのやり方ガイド（うろおぼえ）

● でもでもデモってどないしてすんの？

なんやいつのまにか戦争に加担しようとしてたり、金持ちだけが好き勝手できる世の中を作ろうとしてたり、公園や路上がいつのまにか自由な場所じゃなくなってたり、クラブがどんどん潰されてしもてたり、どうしようもない事故が起こっているにも関わらず原発を使い続けようとしてる奴らが相も変わらず権力を握ってたり…やなことだらけの世の中。

嫌なことには嫌やと言う、なんにも言わないのは状況を黙認してるんと一緒。
なんでもいいからその気持ちを表現したい。せや！デモをしたい!!!
・・・って、思ってもどうやったらいいのか分からない。本屋に行っても「ハウツーデモ」なんて本は売ってないし、カルチャースクールに行っても「デモ入門」なんて講座はやってない。
う～ん、こらいかん!!! 無いなら作ってまえ、ってことで作ってみました。
「HOW TO デモ」ビラ。

● デモするにはどんな届出が必要？

大阪でデモをやる場合、必要な申請（届出）はおおまかに２種類。
<u>デモ申請</u>（正式には集団示威運動等許可申請と道路使用許可申請。
実際は１通の書類で両方できる）と、<u>公園使用許可申請</u>。

さらにサウンドカーを使ったサウンドデモで、かつＤＪ等が荷台の上でプレイする場合は、<u>荷台乗車申請</u>というのも必要。

大阪でのデモに必要な申請

ａ．公園使用許可申請（公園管理事務所）
ｂ．デモ申請（大阪府警本部）
ｃ．荷台乗車申請（出発地の所轄警察署）※

※荷台乗車申請はＤＪ等を荷台の上に乗る場合のみ。通常のデモでは不要。

● 事前に何を決めておく？？？

デモ申請等をするにあたって、事前に決めとくことはだいたい次の通り。

- デモコース
- 集合場所（公園等）・解散場所
- デモの開始時間
- デモの名称（テキトーでＯＫ）
- デモの指揮者（デモの時、先頭で警察とやりとりをする人）　など

なお、先導車（サウンドカーも含む）を使ったデモをする場合は、デモ申請の際にその車のナンバーを伝えなければならないので、予め車の手配も済ませておこう。もちろんレンタカーでも大丈夫。
レンタカーの場合は、予約の際にナンバーを聞いておこう。
レンタカー屋さんの都合で、当日使う車が別の車になっても、デモが始まる前に警察にその旨を伝えれば問題なし。
また、荷台乗車許可を取る際には、車検証の写しも用意しておこう。

● いざデモ申請！！

a．公園使用許可申請

・まず公園使用許可申請は、デモの集合場所や集会で使う公園を管轄する公園事務所に行くことになる。公園によってはデモの集合場所として使わせてくれないこともあるので注意。ＨＰ等では確認できないんで、事前に公園事務所に電話で聞いてみよう。過去のデモで集合場所などとして使われたことのある公園であれば、ほぼ問題はないはず。
・また、当日、別の集会やお祭り等で公園が塞がってしまっていることもあるので、こちらも事前に公園事務所に聞いておこう。
・実際の申請はデモやの名称や参加予定人数（わかるわけないんでテキトーに）などを記入、公園使用料（金額は失念！そんな高くないよ）を支払って終了。
・公園使用許可は申請から許可証が発行されるまでに<u>早くても１営業日が必要</u>。また公園事務所は平日しか空いていないので注意！

大阪市の主な公園事務所一覧

名称	電話番号・所在地	担当地域
東部方面 公園事務所	06-6941-1144 大阪城公園内	中央区（北部）・城東区・ 鶴見区（鶴見緑地除く）
真田山公園 公園事務所	06-6761-1770 真田山公園内	中央区（南部）・東成区・生野区 天王寺区（天王寺公園を除く）・
西部方面 公園事務所	06-6441-6748 靭公園内	福島区・此花区・西区
北部方面 公園事務所	06-6312-8121 扇町公園内	北区

その他、都島区等の公園事務所については大阪市のウェブサイトで確認してください。

b．デモ申請

・大阪の場合は、デモの<u>72 時間前</u>までに大阪府公安委員会あてに「集団示威運動等許可申請」と、出発地点の警察署長あてに「道路使用許可申請」（実際は１通の書類で両方できる）をしなければならない。
このデモ申請がいちばん体力と気力を使う。あのやたら立派な大阪府警に入るだけでも緊張する。
・そしてデモのコースについて、けっこう警察がイチャモンをつけてくる。
なかなか思い通りのコースを勝ち取るのは疲れる作業だ。でも、ごねてごねてごねまくればこちらの思い通りのコースを通せることも。気力がある人はごねまくってみよう。

・コースが決まればあとは申請書に必要事項（デモの日時や名称、主催者の名称、デモの指揮者の名前、車を使う場合は車のナンバーなど）を記入。そしてデモコースの地図をなぜか手書きで記入する。この地図を描く作業がヒジョーにめんどくさい!!
・ちなみに、大阪府警にはデモ申請専任（？）の担当者がいるので、申請前に大阪府警に電話でアポイントを入れておこう。
その際、申請関係で分からないことがあれば聞いておこう。意外と丁寧に教えてくれる。

大阪府警本部（代表）　06-6943-1234

c．荷台乗車許可

・荷台乗車許可を取る場合は、車検証の写しを持って出発地点の所轄のケーサツ署の交通課へ。荷台の配置図（スピーカーや機材の位置を簡単に書いた図。かなりざっくりでもＯＫ！）を書かされるので、だいたいのイメージはもっておこう。
・ちなみに荷台乗車申請は、<u>デモの５営業日前</u>に申請しなければならない。デモコースが決まらないと、荷台乗車許可の申請はできないので、荷台乗車許可を取ってデモをする場合は、公園使用許可申請やデモ申請も早い目にすませておこう！

●　サウンドカー！！！！（サウンドデモの場合のみ）

１．トラック

・サウンドカーの大きさは、載せる機材の大きさやＤＪが荷台に乗るかどうかで変わってくるが、僕たちがサウンドデモをやる場合は、機材もそんなに大きくないので２ｔトラックを使うことが多い。
・レンタカーを使う場合、だいたいの場合はトラックでもＡＴ車を借りれることが多いが、レンタカー屋によってはＭＴ車しかない場合もあるので、ＭＴ車の運転に不安がある場合は予約の際に聞いてみよう。
・デモ当日の天気予報で雨が降るかもしれないという場合、雨に備えて幌付きのトラックを使えればベター。だが、残念なことに幌付きのトラックを置いているレンタカー屋はあまりないので、ブルーシートやキャンプ用品を使う等して、手作りの屋根を作っておくいい。
・トラックに屋根を付けたり、デコレーションをする場合、高さが地面から 3.8m を超えると道交法違反になってしまうみたいなので、気を付けよう。

２．機材

・僕たちがサウンドデモで使っている機材は、はっきり言って寄せ集め。
　ＤＪ関係の機材に卓ミキサー、それから 500w くらいのスピーカーを２セット使っている。
　もっと大きなアンプやスピーカー、それにウーファーなんかもあればいいんだけれど、無いものはしょうがない….笑
　（参考までに僕たちがサウンドデモをやる場合のセッティング図を付けときます。）
・自前でそろわなくても、音響機材、発電機ともにレンタル業者があるので、お金に余裕のある場合はそっちも検討してみよう。

● あとはもう、デモるだけ！！！！

そして、あとはそれぞれの許可証ができたら連絡が来るので、取りに行くだけ。
以上がデモの申請にかかる手続き。やってみると、そんなややこしくはないはず。

実際にデモをするには申請以外にもデモの告知等もしなければいけないが、それもブログや twitter があればそんなに難しい話ではないはず。またお金もかからない!!!!　紙のビラを作る場合でも公立の施設や民間の印刷屋さんなどで色々安くできるところがある。
・・・例えば
●大阪府立ドーンセンター（天満橋）　印刷：１枚 0.5 円　製版：50 円（紙代は別）
●カンプリ（北浜、本町、心斎橋、恵美須町等）　印刷：１枚２円　製版：100 円（用紙代込）

申請もして、許可証も受け取って、告知をすればもう準備は完了。あとはもうデモるだけだ！！

**デモは一部の活動家の人たちや政党・団体だけの専売特許ではなく、誰もができる表現手段。
「これはおかしいやろー」ってことがあれば、思い立ったが吉日（の 72 時間前？）ってことで、どんどん街に出てみよう!!!!!!!!**

行進及び集団示威運動に関する条例

昭和 23 年 10 月 5 日 大阪市条例第 77 号

昭和 23 年 10 月 5 日 施行

改正　昭和 29 年大阪市条例第 18 号

第一条［集会等の許可制］

行進若しくは集団示威運動で、車馬又は徒歩で行列を行い、街路を占拠又は行進することによつて、他人の個人的権利又は街路の使用を排除、もしくは妨害するに至るべきものは、公安委員会の許可を受けないで、これを行つてはならない。

第二条［許可の申請］

前条の許可申請は主催者たる個人又は主催する団体の代表者から、行進若しくは集団示威運動を行う時刻の七十二時間前までに、公安委員会に対して、これを行わなければならない。

第三条［申請書の記載要件］

前条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　行進若しくは集団示威運動の日時

二　主催者及び参加団体の名前及び住所

三　行進若しくは集団示威運動の行進路

四　参加予定人数

五　行進若しくは集団示威運動の目的及び性質

第四条［許可の条件］

1　公安委員会は、行進若しくは集団示威運動が、公共の安全に差迫った危険を及ぼすことが明かである場合の外は、これを許可しなければならない。

2　公安委員会は、前項の場合において許可しないときは、速やかにその旨を、詳細な事情及び理由を附して市会に報告しなければならない。

3　第一項の許可には、群集の無秩序、又は暴行から一般公衆を保護するため、公安委員会が必要と認める適当な条件を附することができる。

第五条［罰則］

第一条の規定に違反して許可を受けない行進若しくは集団示威運動を指揮したもの、第三条に規定する申請書に虚偽の記載をして許可を受けたもの、又は前条第三項の規定に基づき公安委員会が附した条件に従わないものは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六条［本条例の解釈］

この条例のいかなる部分も（イ）第一条に規定する行進若しくは集団示威運動以外の集会を行う権利を、いかなる方法においても、禁止又は制限するものと解釈し、また（ロ）公安委員会、警察官その他の職員、又は市吏員その他の職員に対して、公の集会、政治運動、又はプラカード、出版物その他の印刷物若しくは文書を検閲する権限を附与するものと解釈してはならない。

第七条［選挙運動との関係］

この条例のいかなる部分も、公務員の選挙に関する法令に矛盾し、又は選挙運動中の政治的集会又は演説に関し、事前の届出を必要ならしめるものと解釈してはならない。

附則（抄）

２［条例の廃止］

昭和二十三年大阪市条例第四十九号行進、示威運動及び公の集会に関する条例並びに昭和二十三年大阪市条例第六十九号行進、示威運動及び公の集会に関する条例の効力を停止する条例は、これを廃止する。